

特別養護老人ホーム恵翔苑 利用料金表（短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護）

a. 介護保険給付対象サービス

(1) 介護福祉施設サービス費

要介護度区分	1日あたりの自己負担額(円/日)			
	ユニット型個室	従来型個室	多床室(平成27年4月～)	多床室(平成27年8月～)
要支援1	536	433	473	438
要支援2	666	538	581	539
要介護1	715	579	646	599
要介護2	785	646	713	666
要介護3	859	714	781	734
要介護4	929	781	848	801
要介護5	998	846	913	866

注) 多床室については、平成27年4月に見直し後、平成27年8月に再度見直しを行う。

(2) 加算費用(入所者全員につき算定)

項目	1日又は1月あたりの自己負担額	算定要件	
看護体制加算Ⅰ	4円/日	常勤の看護師を1名以上配置している。	
看護体制加算Ⅱ	8円/日	看護職員を配置基準より1名以上多く、かつ入所者数25名に対して1名以上の割合で配置し、これら看護職員又は病院等との連携により24時間の連絡体制を確保している。	
夜勤職員配置加算Ⅰ (※)	13円/日	夜勤を行う介護職員又は看護職員の配置基準数より1名以上多く職員を配置している。	
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単数×5.9%	介護職員の賃金の改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じている場合、介護老人福祉施設を利用して算出されたそう単位数に5.9%を乗じて得た単位数。	
サービス提供体制強化加算Ⅰ(イ)	18円/日	介護福祉士が6割以上。	施設の体制により、いずれかを算定する。
サービス提供体制強化加算Ⅰ(ロ)	12円/日	介護福祉士が5割以上。	
サービス提供体制強化加算Ⅱ	6円/日	常勤の占める割合が75%以上。	
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6円/日	勤続3年以上の職員が30%以上。	

注) 上記加算については、施設において算定要件が満たされている場合に算定可。

(3) その他の加算費用(発生の都度算定)

項目	1日又は1月あたりの自己負担額	算定要件
療養食加算	18円/日	医師の食事箋に基づく療養食の提供を行う場合。
送迎加算	184円/回	入退所に際し、居宅と事業所との間の送迎を行った場合。
在宅中重度者受入加算	413円/日	在宅中重度者を受入れ、利用者が利用している訪問看護の派遣があった場合(上記、看護体制加算Ⅰ)Ⅱ)を算定している場合)
緊急短期入所受入加算	90円/日	介護支援専門が、緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合。(当該サービスを行った日から起算して7日間、最大で14日間算定できる)
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円/日	認知症の行動・心理症状が認められるため、緊急に短期入所が適当であると医師が判断し、入所した場合。医師が判断した当該日又はその次の日に利用を開始した場合に限り算定できるもとし、最大で7日を限度として算定。
若年性認知症利用者受入加算 (※)	120円/日	若年性認知症入所者ごとに個別の担当者を定め、入所者の特性やニーズに応じたサービスを提供した場合。

注) (※)については、予防短期入所生活介護は対象外となります。

b. 居住費・食費

負担限度額区分	食費(1日あたりの費用)	居住費(1日あたりの費用)		
		ユニット型個室	従来型個室	多床室
基準費用額	1,380	2,500	1,150	320+ β + α
非該当	1,380	2,500	1,150	320+ β + α
第3段階	650	1,310	820	320+ β
第2段階	390	820	420	320+ β
第1段階	300	820	320	0

食費の内訳 (円/食)	朝食	昼食	おやつ	夕食	合計
		284	548	113	435

注1) β について…直近の家計調査における光熱水費の額が現行の基準費用・負担限度額を上回っていることを踏まえ50円/日

注2) α について…多床室の入所者に対して、室料相当の負担を求めることに伴う見直しで 470円/日

注3) 多床室における居住費負担について

一定の所得を有する入所者については、現行の光熱水費相当分に加え、室料相当分の負担を居住費として求める(β + α)
ただし、利用者負担第1段階から第3段階までの者については、補足給付を支給する(短期入所についても同様とする)
(α 分の実施については平成27年8月からとする。)

注4) 利用者負担段階の対象については各市町村の制度となるため、居住地の行政機関へお問い合わせ下さい。

注5) 社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度について

「社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証」(生計困難者本人が市町村へ申請し、一定の要件を満たした場合に交付されるもの)を提示された方は、自己負担が4分の3または2分の1となります。詳細は居住地の行政機関へお問い合わせ下さい。

注6) 法人独自の減免について

ユニット型個室第3段階および第4段階の方の居住費は、当面の間月額1,150円に減額します。ただし、ユニット型へ長期入所するための移行準備期間としてユニット型個室を短期入所で利用した場合は、ユニット型個室の利用料金が適用となります。

注7) 連続して30日を超えて同一の短期入所生活介護に入所している場合、所定単位から減算を行います。

c. その他のサービス

項目	自己負担額
特別な送迎代	片道1,840円または実費相当
理髪・美容サービス	理髪・美容:カット2,500円、パーマ3,500円、染め4,000円 (シャンプーはパーマ・染めに含む)
レクリエーション行事	施設外レクリエーションについて実費(交通費、入場料等)
クラブ活動	実費
特別な食事	実費
光熱費等	テレビ電気代11円/日、電気毛布・アンカ22円/日、冷蔵庫22円/日 テレビ貸出代40円/日 加湿器22円/日
文書発行手数料	1,000円/1件
コピー代	黒 10円/枚、カラー 50円/枚
エンゼルケア	死後処置援助費用20,000円 浴衣エンゼルセット 実費負担
その他日常生活に必要な物品	実費(ただしおむつを除く)
医療費	当施設の医師による健康管理や療養指導については介介護サービスに含む。それ以外の医療については自己負担。

d. キャンセル料

キャンセル日	キャンセル料
利用期間中	実費相当額
利用開始当日	実費相当額